



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例（総務私学課）…………… 5
- 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務私学課）…………… 6
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 6
- 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）…… 8
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）…………… 9
- 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例（行政管理課）…………… 80
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 80
- 沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金条例（環境政策課）…………… 81
- 沖縄県民生委員の定数を定める条例（福祉政策課）…………… 82
- 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（高齢者福祉介護課）…………… 84
- 沖縄県地域医療介護総合確保基金条例（保健医療政策課）…………… 98
- 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）…………… 99
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課）…………… 106
- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）…………… 106

### 規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 107
- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 112
- 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…………… 113
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）…………… 114
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（企業立地推進課）…………… 115
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）…………… 115

### 訓 令

- 沖縄県立看護大学島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員設置規程（保健医療政策課）…………… 116

### 企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 117

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 117

### 教育委員会事項

- 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則…………… 117

### 人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 119
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 125

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 127
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 127

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 私立学校及び学校法人の根拠規定を定めることとした。（第1条関係）
- 2 学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者、みなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。）、認定こども園法一部改正法附則第4条1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園の設置者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。こととした。（附則第2項関係）
- 3 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 沖縄県個人情報保護審査会が特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べるができることとした。（第53条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 退職手当の調整額について、第1号区分から第7号区分までの調整月額を引き上げることとした。（第7条の4関係）
- 2 第7号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給することとした。（第7条の4関係）
- 3 規則で定めるところにより応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったときは、認定は、その効力を失うこととするほか、所要の改正を行うこととした。（第10条及び第12条関係）
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 5 この条例の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第2項及び第3項）

○ 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正することとした。  
＜第1条＞  
教育長の期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。（第4条関係）
- 2 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正することとした。  
＜第2条＞  
教育長の期末手当について、6月期の支給割合を100分の147.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。（第4条関係）
- 3 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞  
知事等の期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。（第7条関係）
- 4 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第4条＞  
知事等の期末手当について、6月期の支給割合を100分の147.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。（第7条関係）
- 5 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第5条＞  
特別職の秘書の期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。（第4条関係）
- 6 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第6条＞  
特別職の秘書の期末手当について、6月期の支給割合を100分の147.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。（第4条関係）
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、4及び6については、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 8 1、3及び5については、平成26年12月1日から適用することとした。（附則第2項）

9 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。(附則第3項から第5項まで)

○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第63号)

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
  - (1) 給与からの控除を行う規定について、公益法人制度改革に伴う移行後の法人の名称に改める。(第3条の3関係)
  - (2) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額を限度額を引き上げる。(第11条関係)
  - (3) 期末手当について、大学の学長に対する12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。(第27条関係)
  - (4) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の82.5(特定幹部職員にあつては100分の102.5)に引き上げるとともに、特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)に乗ずる割合を改める。また、再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の37.5(特定幹部職員にあつては100分の47.5)に引き上げる。(第28条及び附則第13項関係)
  - (5) 全ての給料表の給料月額を改定する。(別表第1から別表第6まで関係)
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
  - (1) 地域手当の級地区分及び支給割合を見直す。(第13条及び第14条関係)
  - (2) 単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を改定する。(第16条の2関係)
  - (3) 管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとする。(第26条の2関係)
  - (4) 期末手当について、大学の学長に対する6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、12月期の支給割合を100分の155に引き下げる。(第27条関係)
  - (5) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の75(特定幹部職員にあつては100分の95)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の75(特定幹部職員にあつては100分の95)に引き下げるとともに、特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)に乗ずる割合を改める。また、再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の35(特定幹部職員にあつては100分の45)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の35(特定幹部職員にあつては100分の45)に引き下げる。(第28条及び附則第13項関係)
  - (6) 再任用職員に単身赴任手当を支給することとする。(第34条の2関係)
  - (7) 特定職員の給料月額等の減額支給の期間を、平成30年3月31日までの間とする。(附則第8項関係)
  - (8) 医療職給料表(1)を除く全ての給料表の給料月額を改定する。(別表第1から別表第6まで関係)
- 3 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第3条>

再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとする。(第20条の2第1項関係)
- 4 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第4条>
  - (1) 全給料表の給料月額を改定する。(第5条関係)
  - (2) 12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。(第6条関係)
- 5 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第5条>
  - (1) 全給料表の給料月額を改定する。(第5条関係)
  - (2) 6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、12月期の支給割合を100分の155に引き下げる。(第6条関係)
- 6 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第6条>
  - (1) 全給料表の給料月額を改定する。(第7条及び別表第1から別表第3まで関係)
  - (2) 12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。(第10条関係)
- 7 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第7条>
  - (1) 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)を除く全ての給料表の給料月額を改定する。(第7条及び別表第1から別表第3まで関係)
  - (2) 6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、12月期の支給割合を100分の155に引き下げる。(第10条関係)
- 8 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第8条>
  - (1) 管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとする。(第18条関係)
  - (2) 再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとする。(第28条関係)
- 9 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、3、5、7及び8については、平成27年4

月1日から施行することとした。(附則第1項)

10 1(2)及び(5)、4(1)並びに6(1)については、平成26年4月1日から、1(3)及び(4)、4(2)並びに6(2)については、平成26年12月1日から適用することとした。(附則第2項)

11 この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。(附則第3項から第14項まで)

○ 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第64号)

1 沖縄県自治紛争処理委員が担任する事務に、連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示に関する事務を加えることとした。(別表関係)

2 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会の名称を変更し、並びに担任する事務を障害のある児童及び生徒の障害の程度及び就学支援に関する事項について意見を答申することに改めることとした。(別表関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第65号)

1 法人の県民税の税率の特例の適用期限を延長することとした。(附則第6条関係)

2 この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金条例(条例第66号)

1 基金の設置について定めることとした。(第1条)

2 基金の積立額について定めることとした。(第2条)

3 基金の管理について定めることとした。(第3条)

4 運用益金の処理について定めることとした。(第4条)

5 繰替運用について定めることとした。(第5条)

6 基金の処分について定めることとした。(第6条)

7 規則への委任について定めることとした。(第7条)

8 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)

9 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項)

○ 沖縄県民生委員の定数に関する条例(条例第67号)

1 市町村の区域ごとに民生委員の定数を定めることとした。(本則)

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(条例第68号)

1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)

2 用語の定義について定めることとした。(第2条)

3 基本方針について定めることとした。(第3条)

4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例設備運営基準等を定めることとした。(第4条から第33条まで)

5 規則への委任について定めることとした。(第34条)

6 この条例は、平成27年4月1日から施行することとし、必要な経過措置について定めることとした。(附則)

○ 沖縄県地域医療介護総合確保基金条例(条例第69号)

1 基金の設置について定めることとした。(第1条)

2 基金の積立額について定めることとした。(第2条)

3 基金の管理について定めることとした。(第3条)

4 運用益金の処理について定めることとした。(第4条)

5 繰替運用について定めることとした。(第5条)

6 基金の処分について定めることとした。(第6条)

7 規則への委任について定めることとした。(第7条)

8 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)

9 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項)

○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第70号)

1 道路占用料の減免対象のうち、国の行う事業のために道路を占用する場合の根拠規定を削ることとし



- た。(第4条関係)
- 2 道路占用料の所在地区分、道路占用料の額等を改めることとした。(別表関係)
  - 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
  - 4 占用料の徴収に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)
- 
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第71号)
- 1 使用料として徴収する分べん介助料の額に1児につき加算する額を改めることとした。(別表第3関係)
  - 2 この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。(附則)
- 
- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第72号)
- 1 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>  
12月に支給される議員の期末手当の支給割合を引き上げる。(第5条関係)
  - 2 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>  
議員の期末手当について、6月の支給割合を引き上げ、12月の支給割合を引き下げる。(第5条関係)
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
  - 4 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

## 条 例

沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第59号

### 沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県学校法人の助成に関する条例(昭和48年沖縄県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ともに私立学校」の次に「(私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校をいう。以下同じ。)」を、「学校法人」の次に「(同法第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)」を加える。

附則第2項を次のように改める。

- 2 第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。)附則第3

条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）、認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

#### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

---

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第60号

### 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「調査審議のほか、」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べ、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第61号

## 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第10条第3項第3号中「除く。」の次に「第5項第2号において同じ。」を加え、同条第5項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第7項第3号中「退職すべき期日」の次に「若しくは規則で定めるところにより応募者に通知された退職すべき期日」を加え、「この」を「これらの」に改める。

第12条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第11項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

（沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

- 2 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「第7条の4第4項第5号」を「第7条の4第4項第4号」に改める。

（沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

- 3 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一

部を次のように改正する。

第5条第2項中「第7条の4第4項第5号」を「第7条の4第4項第4号」に改める。

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第62号

## 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年沖縄県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

**第2条** 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

**第3条** 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

**第4条** 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

**第5条** 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和59年沖縄県条例第27号)

の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

**第6条** 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の秘書給与条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条による改正前の沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 4 改正後の知事等給与条例の規定を適用する場合においては、第3条による改正前の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。
- 5 改正後の秘書給与条例の規定を適用する場合においては、第5条による改正前の沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の秘書給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

---

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第63号

## 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第2号ア中「社団法人沖縄県教職員共済会」を「一般社団法人沖縄県教職員共済会」に改め、同号イ中「財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部」を「公益財団法人日本教育公務員弘済会沖縄支部」に改め、同号ウ中「財団法人沖縄県警察共助会」を「一般財団法人沖縄県警察共助会」に改め、同条第3号イ中「社団法人沖縄県官公庁労働者共済会」を「一般社団法人沖縄県官公庁労働者共済会」に改める。

第11条第1項第1号中「410,900円」を「412,200円」に改める。

第27条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附則第13項中「100分の0.135」を「100分の0.165」に、「100分の0.175」を「100分の0.205」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

### 別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100

12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		

	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
再任 用職 員以 外の 職員	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100			
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
86	241,000	295,900	344,000	383,900					
87	241,700	296,200	344,500	384,500					
88	242,400	296,600	344,900	385,100					
89	243,100	296,900	345,200	385,800					
90	243,600	297,300	345,600	386,400					
91	244,100	297,700	346,100	387,000					
92	244,600	298,100	346,500	387,600					
93	244,900	298,200	346,700	388,300					
94		298,500	347,100						
95		298,900	347,600						
96		299,300	348,000						
97		299,500	348,100						
98		299,800	348,600						
99		300,200	349,100						
100		300,600	349,400						
101		300,800	349,700						
102		301,100	350,100						
103		301,500	350,500						
104		301,800	350,900						



	105		302,000	351,400						
	106		302,300	351,800						
	107		302,700	352,200						
	108		303,000	352,600						
	109		303,200	353,100						
	110		303,600	353,500						
	111		304,000	353,900						
	112		304,300	354,200						
	113		304,400	354,700						
	114		304,700							
	115		305,000							
	116		305,400							
	117		305,600							
	118		305,800							
	119		306,100							
	120		306,400							
	121		306,800							
	122		307,000							
	123		307,300							
	124		307,600							
	125		308,000							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800

	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
	36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
	37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
	38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
	39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
	40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
	41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
	42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
	43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
	44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
	45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
	46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
	47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
	48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
	49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
	50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
	51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
	52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
再任 用職 員以 外の 職員	53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
	54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
	55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
	56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	
	57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700	
	58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300	
	59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000	

60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700
61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400
62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800	
63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300	
64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900	
65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400	
66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000	
67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600	
68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900	
69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600	
70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200	
71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800	
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400	
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000	
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600	
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200	
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800	
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500	
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500		
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100		
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700		
81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200		
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800		
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400		
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000		
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600		
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600			
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200			
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700			
89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300			
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900			
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500			
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100			
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700			
94	304,100	328,300	355,200	389,500				
95	305,400	329,700	356,700	390,100				
96	306,700	331,100	358,200	390,600				
97	307,800	332,300	359,600	391,000				
98	309,000	333,600	360,800	391,400				
99	310,200	334,900	361,900	392,000				
100	311,400	336,200	363,100	392,500				
101	312,600	337,600	364,300	392,900				
102	313,700	338,600	365,400	393,400				
103	314,800	339,800	366,500	394,000				
104	315,900	341,000	367,700	394,500				
105	316,700	342,100	368,900	394,800				
106	317,300	343,200	369,500	395,300				

107	317,900	344,300	370,100	395,800						
108	318,600	345,400	370,700	396,100						
109	319,100	346,600	371,300	396,400						
110	319,600	347,600	371,800	396,900						
111	320,200	348,600	372,400	397,400						
112	320,800	349,600	372,900	397,900						
113	321,600	350,500	373,300	398,200						
114	322,300	351,400	373,700	398,700						
115	323,000	352,400	374,300	399,200						
116	323,800	353,400	374,800	399,700						
117	324,400	354,500	375,200	400,100						
118	325,200	355,000	375,700	400,600						
119	326,000	355,600	376,300	401,100						
120	326,800	356,200	376,800	401,600						
121	327,400	356,600	376,900	402,000						
122	327,800	357,000	377,500	402,500						
123	328,300	357,500	378,100	403,000						
124	328,800	357,900	378,500	403,500						
125	329,100	358,300	379,000	403,900						
126		358,700	379,500							
127		359,200	380,000							
128		359,600	380,500							
129		360,000	380,800							
130		360,400	381,300							
131		360,800	381,800							
132		361,200	382,300							
133		361,400	382,600							
134		361,900	383,100							
135		362,400	383,500							
136		362,700	384,000							
137		363,000	384,300							
138		363,400	384,800							
139		363,900	385,300							
140		364,400	385,800							
141		364,700	386,100							
142		365,200								
143		365,700								
144		366,200								
145		366,500								
再任用職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,600	165,200	218,700	262,600	315,300	357,700	420,400
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	317,800	360,200	423,000
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	320,300	362,600	425,600
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	322,800	365,100	428,200
	5	144,700	174,600	226,900	269,600	325,300	367,500	430,600
	6	146,000	177,100	229,000	271,600	327,700	370,700	433,100
	7	147,300	179,500	231,100	273,600	330,200	373,900	435,600
	8	148,600	182,000	233,200	275,600	332,600	377,100	438,100
	9	149,700	184,200	235,400	277,300	335,000	380,100	440,300
	10	151,200	186,600	237,300	280,100	337,500	383,200	442,600
	11	152,800	189,000	239,200	282,800	340,000	386,300	445,000
	12	154,300	191,500	241,100	285,400	342,500	389,400	447,300
	13	155,600	194,000	243,000	288,100	344,900	392,400	449,200
	14	157,100	196,600	244,900	290,900	347,400	395,200	451,400
	15	158,600	199,300	246,800	293,700	349,900	398,000	453,700
	16	160,200	201,900	248,700	296,400	352,400	400,800	456,000
	17	161,600	204,300	250,400	299,000	354,900	403,700	458,300
	18	163,300	207,000	252,300	301,600	357,400	405,800	460,600
	19	165,000	209,700	254,200	304,200	359,900	407,800	462,900
	20	166,700	212,400	256,100	306,800	362,400	409,900	465,200
	21	168,300	215,000	257,800	309,200	364,900	411,700	467,400
	22	170,200	216,600	259,500	310,900	367,300	413,700	469,200
	23	172,100	218,200	261,200	312,600	369,600	415,700	471,000
	24	174,000	219,800	262,900	314,300	372,000	417,700	472,800
	25	175,700	221,300	264,600	315,800	374,400	419,500	474,200
	26	177,500	222,800	266,400	317,700	376,800	421,200	475,500
	27	179,300	224,300	268,200	319,600	379,200	423,000	476,700
	28	181,100	225,700	270,000	321,500	381,600	424,800	477,900
	29	182,700	227,300	271,700	323,200	383,800	426,000	479,000
	30	184,800	228,400	273,400	324,900	386,000	427,600	480,000
	31	186,900	229,500	275,100	326,700	388,200	429,200	481,100
	32	189,000	230,600	276,700	328,500	390,400	430,900	482,300
	33	190,900	231,800	278,100	330,100	392,300	432,500	482,900
	34	192,800	232,700	279,800	331,700	394,100	433,800	483,900
	35	194,700	233,600	281,400	333,200	395,900	435,100	485,000
	36	196,600	234,500	283,000	334,800	397,700	436,400	486,100
	37	198,400	235,300	284,300	336,400	399,600	437,600	487,000
	38	200,000	236,100	285,700	338,000	401,100	438,600	487,900
	39	201,600	237,000	287,100	339,600	402,600	439,600	488,800
	40	203,200	237,900	288,500	341,200	404,100	440,600	489,700
	41	204,600	238,900	289,800	342,700	405,000	441,000	490,500
	42	206,200	239,800	291,100	344,200	406,300	441,700	491,200

	43	207,800	240,700	292,300	345,700	407,600	442,400	491,900
	44	209,400	241,600	293,500	347,200	409,000	443,100	492,600
再任用 職員以 外の職 員	45	210,900	242,400	294,800	348,800	410,500	443,700	493,100
	46	212,200	243,300	296,200	350,200	411,900	444,000	493,700
	47	213,400	244,200	297,600	351,600	413,300	444,600	494,300
	48	214,700	245,100	299,000	353,000	414,700	445,200	494,900
	49	216,100	245,700	300,500	354,200	416,000	445,800	495,200
	50	217,300	246,400	301,600	355,600	416,900	446,500	495,800
	51	218,500	247,100	302,700	357,100	417,800	447,200	496,500
	52	219,600	247,700	303,800	358,600	418,700	447,900	497,000
	53	220,900	248,100	304,900	360,000	418,900	448,600	497,600
	54	222,200	248,800	305,900	361,400	419,300	449,300	498,300
	55	223,500	249,400	307,000	362,800	419,800	450,000	498,900
	56	224,700	250,100	308,100	364,200	420,300	450,700	499,600
	57	225,800	250,600	309,300	365,100	420,800	451,100	500,200
	58	227,000	251,300	310,400	366,300	421,000	451,800	
	59	228,200	252,000	311,500	367,500	421,600	452,500	
	60	229,400	252,700	312,600	368,800	422,100	453,200	
61	230,600	253,300	313,500	370,000	422,600	453,600		
62	231,700	254,000	314,200	370,600	423,200	454,300		
63	232,700	254,600	315,000	371,200	423,800	455,000		
64	233,800	255,200	315,800	371,800	424,400	455,700		
65	234,500	255,700	316,300	372,200	425,000	456,000		
66	235,500	256,200	317,000	372,700	425,600	456,700		
67	236,400	256,700	317,700	373,200	426,200	457,400		
68	237,500	257,200	318,400	373,700	426,800	458,000		
69	238,600	257,500	319,200	374,000	427,400	458,400		
70	239,500			374,300	427,900	459,000		
71	240,400			374,700	428,500	459,500		
72	241,300			375,000	429,100	460,200		
73	242,200			375,500	429,600	460,500		
74	242,900			375,700	430,200			
75	243,600			376,200	430,800			
76	244,300			376,700	431,400			
77	244,700			377,200	431,900			
78	245,400			377,700	432,500			
79	246,100			378,200	433,200			
80	246,800			378,700	433,800			
81	247,400			379,200	434,200			
82	247,900			379,700	434,800			
83	248,300			380,200	435,500			
84	248,800			380,700	436,100			
85	249,100			381,100	436,500			
86				381,600	437,000			
87				382,000	437,700			
88				382,500	438,400			
89				383,000	438,600			

	90				383,500			
	91				384,000			
	92				384,500			
	93				384,900			
	94				385,300			
	95				385,800			
	96				386,200			
	97				386,700			
	98				387,000			
	99				387,500			
	100				387,900			
	101				388,500			
再任用 職員		213,100	218,300	248,400	282,500	324,400	353,800	401,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	207,000	267,800	318,500	409,900
	2	209,200	270,900	321,900	412,400
	3	211,400	274,000	325,400	414,800
	4	213,600	277,000	328,900	417,300
	5	215,700	280,000	332,400	419,800
	6	217,900	282,800	335,800	422,300
	7	220,100	285,500	339,300	424,800
	8	222,200	288,200	342,800	427,300
	9	224,500	291,000	346,400	429,500
	10	226,900	293,900	349,700	432,000
	11	229,300	296,800	353,000	434,500
	12	231,700	299,700	356,300	436,900
	13	234,000	302,300	359,500	438,700
	14	236,400	304,900	362,000	440,900
	15	238,800	307,400	364,500	443,300
	16	241,200	309,900	367,100	445,600
	17	243,300	312,300	369,800	448,000
	18	246,400	315,000	372,100	450,400
	19	249,500	317,800	374,400	452,800
	20	252,600	320,600	376,700	455,200
	21	255,700	323,200	378,900	457,500
	22	258,800	326,000	381,000	459,900
	23	261,900	328,800	383,100	462,300

24	265,000	331,600	385,200	464,700
25	267,900	334,000	387,100	466,700
26	270,900	336,500	389,000	468,900
27	273,900	338,900	390,900	471,100
28	276,900	341,400	392,800	473,300
29	279,900	343,800	394,800	475,500
30	282,600	346,000	396,600	477,800
31	285,300	348,200	398,300	480,000
32	288,000	350,400	400,100	482,200
33	290,600	352,700	401,900	484,200
34	293,500	355,000	403,700	486,300
35	296,300	357,300	405,400	488,600
36	299,100	359,600	407,200	490,900
37	301,800	361,600	408,700	493,100
38	304,000	363,700	410,400	495,100
39	306,300	365,800	412,100	497,100
40	308,600	367,800	413,700	499,100
41	310,700	369,800	415,000	501,100
42	311,900	371,700	416,600	503,000
43	313,100	373,500	418,200	504,900
44	314,300	375,400	419,800	506,800
45	315,400	377,400	421,200	508,700
46	316,600	379,200	422,800	510,500
47	317,800	380,900	424,400	512,300
48	319,000	382,700	426,000	514,200
49	320,000	384,600	427,500	515,900
50	321,100	386,400	428,800	517,700
51	322,200	388,200	430,100	519,500
52	323,200	390,000	431,400	521,400
53	324,400	391,300	432,200	523,200
54	325,400	392,800	433,200	524,900
55	326,500	394,300	434,100	526,600
56	327,600	395,900	435,000	528,200
57	328,700	397,300	435,900	529,900
58	329,800	398,700	436,800	531,200
59	330,900	400,200	437,800	532,500
60	331,900	401,700	438,700	533,800
61	333,000	403,000	439,600	535,000
62	334,100	404,500	440,500	536,000
63	335,200	406,000	441,600	537,000
64	336,300	407,500	442,700	538,000
65	337,200	408,500	443,600	538,700
66	338,300	409,600	444,600	539,600
67	339,400	410,700	445,600	540,500
68	340,500	411,800	446,600	541,400
69	341,400	412,800	447,600	542,300
70	342,500	413,700	448,600	543,100



	71	343,600	414,600	449,600	544,000
	72	344,700	415,400	450,600	544,700
	73	345,300	416,200	451,600	545,600
	74	346,300	417,100	452,500	546,500
再任用 職員以 外の職 員	75	347,300	417,900	453,400	547,400
	76	348,300	418,800	454,400	548,300
	77	349,400	419,500	455,200	549,200
	78	350,400	420,100	455,700	
	79	351,400	420,700	456,400	
	80	352,400	421,300	457,000	
	81	353,400	421,600	457,800	
	82	354,400	422,200	458,500	
	83	355,400	422,800	459,100	
	84	356,400	423,400	459,800	
	85	357,000	423,700	460,300	
	86	357,600	424,200	460,900	
	87	358,200	424,800	461,600	
	88	358,800	425,400	462,300	
	89	359,500	425,800	462,800	
	90	359,900	426,400		
	91	360,300	427,000		
92	360,800	427,500			
93	361,300	427,800			
94	361,700	428,200			
95	362,200	428,600			
96	362,700	429,000			
97	363,300	429,500			
98	363,800	430,000			
99	364,300	430,400			
100	364,800	430,900			
101	365,200	431,300			
102	365,700	431,700			
103	366,100	432,200			
104	366,600	432,500			
105	367,100	433,100			
106	367,500				
107	368,000				
108	368,500				
109	369,000				
110	369,500				
111	370,000				
112	370,400				
113	370,800				
114	371,200				
115	371,700				
116	372,100				
117	372,500				

	118	372,900			
	119	373,400			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,300			
	129	377,800			
	特1				720,000
	特2				776,000
	特3				834,000
	特4				912,000
	特5				984,000
再任用 職員		285,600	297,400	319,700	405,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用する。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000

18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
38	220,100	280,200	349,700	406,100	
39	221,900	282,800	351,900	407,500	
40	223,700	285,400	354,100	409,000	
41	225,600	287,900	356,200	410,700	
42	227,400	290,500	358,300	412,100	
43	229,200	293,000	360,400	413,500	
44	230,900	295,500	362,500	415,100	
45	232,700	297,800	364,600	416,700	
46	234,400	300,400	366,700	418,000	
47	236,100	303,000	368,700	419,600	
48	237,800	305,700	370,800	421,200	
49	239,400	308,200	372,600	422,900	
50	241,100	310,700	374,500	424,300	
51	242,800	313,200	376,500	425,900	
52	244,500	315,700	378,500	427,500	
53	245,900	318,100	380,500	429,200	
54	247,500	320,300	382,300	430,700	
55	249,100	322,500	384,100	432,300	
56	250,800	324,700	385,900	433,900	
57	252,300	327,000	387,400	435,400	
58	253,800	329,200	389,100	436,900	
59	255,400	331,400	390,800	438,300	
60	257,000	333,500	392,500	439,800	
61	258,500	335,700	393,800	441,400	
62	260,100	337,900	395,200	442,900	
63	261,700	340,100	396,600	444,400	
64	263,200	342,300	397,900	445,900	

	65	264,700	344,300	399,300	447,600
	66	266,400	346,500	400,600	449,100
	67	268,000	348,700	402,000	450,600
	68	269,700	350,900	403,400	452,200
	69	271,200	352,900	404,800	453,800
	70	272,700	355,000	406,100	455,300
	71	274,200	357,100	407,500	456,900
	72	275,700	359,200	408,900	458,500
	73	276,900	361,000	410,200	460,000
	74	278,300	362,900	411,600	461,000
再任用	75	279,700	364,900	413,000	462,000
職員以	76	281,100	366,800	414,400	462,800
外の職	77	282,500	368,800	415,600	463,600
員	78	283,700	370,500	416,900	
	79	284,900	372,200	418,200	
	80	286,100	373,900	419,600	
	81	287,400	375,400	420,900	
	82	288,600	376,900	422,200	
	83	289,800	378,400	423,400	
	84	291,000	379,900	424,700	
	85	292,200	381,000	425,900	
	86	293,400	382,400	427,100	
	87	294,600	383,800	428,300	
	88	295,800	385,200	429,400	
	89	297,000	386,500	430,500	
	90	298,200	387,800	431,500	
	91	299,400	389,100	432,500	
	92	300,600	390,400	433,500	
	93	301,400	391,700	434,500	
	94	302,500	392,900	435,600	
	95	303,700	394,200	436,600	
	96	304,900	395,500	437,700	
	97	305,900	396,900	438,600	
	98	307,000	397,900	439,300	
	99	308,100	399,000	440,100	
	100	309,200	400,100	440,700	
	101	310,100	401,000	441,500	
	102	311,200	402,000	442,100	
	103	312,300	403,100	442,700	
	104	313,400	404,200	443,300	
	105	314,000	404,900	443,800	
	106	314,900	405,900	444,400	
	107	315,700	406,900	445,000	
	108	316,500	407,900	445,600	
	109	317,400	408,700	446,200	
	110	317,800	409,600		
	111	318,300	410,500		
	112	318,800	411,300		

	113	319,400	411,900			
	114	319,800	412,600			
	115	320,300	413,300			
	116	320,800	414,000			
	117	321,400	414,700			
	118	321,900	415,500			
	119	322,400	416,100			
	120	322,900	416,900			
	121	323,400	417,500			
	122	323,800	417,900			
	123	324,300	418,400			
	124	324,800	418,700			
	125	325,400	419,100			
	126	325,700	419,600			
	127	326,000	420,100			
	128	326,300	420,600			
	129	326,600	421,000			
	130	326,900	421,500			
	131	327,200	422,000			
	132	327,500	422,500			
	133	327,700	422,900			
	134	327,900	423,400			
	135	328,100	423,900			
	136	328,400	424,400			
	137	328,700	424,800			
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,700				
	142	329,900				
	143	330,200				
	144	330,400				
	145	330,700				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用 職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定

めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000

	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	349,100	374,300	
	39	221,100	251,800	351,100	375,900	
	40	222,800	254,600	353,100	377,500	
	41	224,600	257,400	355,000	378,800	
	42	226,400	260,000	356,800	380,300	
	43	228,200	262,600	358,600	381,800	
	44	229,900	265,200	360,400	383,300	
	45	231,800	267,600	362,200	384,900	
	46	233,500	270,200	363,900	386,500	
	47	235,200	272,700	365,600	388,100	
	48	236,900	275,200	367,200	389,700	
	49	238,600	277,700	368,600	391,100	
	50	240,300	280,200	370,200	392,600	
	51	242,000	282,800	371,900	394,100	
	52	243,600	285,400	373,600	395,600	
	53	244,900	287,900	375,200	396,800	
	54	246,600	290,500	376,700	398,100	
	55	248,200	293,000	378,200	399,200	
	56	249,900	295,500	379,700	400,400	
	57	251,300	297,800	381,200	401,900	
	58	252,800	300,400	382,600	403,100	
	59	254,300	303,000	384,000	404,400	
	60	255,800	305,700	385,400	405,700	
	61	257,300	308,200	386,300	407,000	
	62	258,800	310,700	387,500	408,000	
	63	260,300	313,200	388,700	409,400	
	64	261,700	315,700	389,900	410,800	
	65	263,000	318,100	391,000	412,000	
	66	264,600	320,300	392,200	413,100	
	67	266,200	322,500	393,200	414,300	
	68	267,700	324,700	394,300	415,500	
	69	269,400	327,000	395,500	416,500	
	70	270,900	329,200	396,500	417,700	
	71	272,400	331,400	397,600	418,900	
	72	273,900	333,500	398,800	420,100	
	73	275,100	335,700	399,900	420,900	
	74	276,400	337,900	401,000	421,700	
	75	277,700	340,100	402,100	422,500	
	76	279,000	342,300	403,200	423,300	
再任用 職員以 外の職 員	77	280,400	344,200	404,100	423,900	
	78	281,600	346,100	405,100	424,700	
	79	282,800	348,000	406,100	425,400	
	80	284,000	349,900	407,100	426,100	
	81	285,300	351,700	407,900	426,900	
	82	286,400	353,500	408,700	427,500	
	83	287,600	355,300	409,500	428,000	
	84	288,800	357,100	410,300	428,700	

85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		
125	310,500	400,100		
126		400,800		
127		401,300		
128		401,900		
129		402,600		
130		403,200		
131		403,900		



	132		404,500			
	133		404,800			
	134		405,400			
	135		406,000			
	136		406,400			
	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用 職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

### 別表第5（第5条関係）

#### 研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400

11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200

	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
再任用 職員以 外の職 員	69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
	73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
	74	264,100	322,600	394,000		
	75	265,500	323,700	394,700		
	76	266,900	324,800	395,400		
	77	268,000	325,900	396,100		
	78	269,200	326,900	396,700		
	79	270,500	327,900	397,300		
	80	271,800	328,900	397,900		
	81	273,200	330,000	398,500		
	82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800			
84	277,100	332,300	400,400			
85	278,300	332,900	400,900			
86	279,500	333,400	401,500			
87	280,800	333,900	402,200			
88	282,100	334,400	402,900			
89	283,100	334,700	403,300			
90	284,300	335,200				
91	285,500	335,700				
92	286,700	336,200				
93	287,800	336,500				
94	288,800	336,900				
95	289,800	337,400				
96	290,800	337,900				
97	291,400	338,500				
98	292,300	339,000				
99	293,200	339,500				
100	294,100	340,000				
101	295,000	340,500				
102	295,700	341,000				
103	296,400	341,500				
104	297,100	342,000				

	105	297,900	342,500			
	106	298,400	342,900			
	107	298,900	343,400			
	108	299,400	343,900			
	109	299,600	344,400			
	110	300,000	344,800			
	111	300,300	345,300			
	112	300,600	345,700			
	113	300,900	346,200			
	114	301,200	346,600			
	115	301,500	347,100			
	116	301,800	347,500			
	117	302,100	348,000			
	118	302,500	348,400			
	119	302,900	348,900			
	120	303,300	349,300			
	121	303,600	349,700			
再任用 職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第6 (第5条関係)

## 医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200

	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
再任用	45	371,900	440,400	494,300	551,000
職員以	46	373,300	442,200	496,000	552,000
外の職	47	374,800	444,000	497,800	553,000
員	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200

	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	
	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500

5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100

	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	
再任用 職員以 外の職 員	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	
	73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	
	74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600	
	75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200	
	76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800	
	77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300	
	78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800	
	79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400	
	80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000	
	81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500	
	82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100	
	83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700	
	84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300	
	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000	
	86		293,000	329,600	350,900		
	87		293,200	329,800	351,200		
	88		293,400	330,200	351,500		
	89		293,800	330,600	351,900		
	90		294,000	331,000	352,200		
	91		294,200	331,400	352,600		
	92		294,400	331,800	352,900		
	93		294,800	332,200	353,300		
	94		295,000	332,400	353,600		
	95		295,200	332,800	354,000		
	96		295,500	333,100	354,300		
	97		295,900	333,300	354,600		
	98		296,200	333,600	355,000		
	99		296,500	333,900	355,400		
	100		296,800	334,200	355,800		



	101		297,100	334,400	356,300			
	102		297,300	334,700	356,700			
	103		297,600	335,100	357,100			
	104		297,900	335,300	357,500			
	105		298,200	335,400	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用 職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400

24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	

	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
再任用 職員以 外の職 員	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
	94	284,800	319,000	353,100	371,400	
	95	285,800	319,700	353,800	371,900	
	96	286,800	320,300	354,400	372,200	
	97	287,700	321,000	354,800	372,800	
	98	288,500	321,300	355,200	373,300	
	99	289,300	322,000	355,700	373,800	
	100	290,200	322,700	356,100	374,300	
	101	291,000	323,100	356,600	374,900	
	102	291,800	323,700	357,000	375,400	
	103	292,600	324,300	357,500	375,900	
	104	293,400	324,900	357,900	376,300	
	105	294,100	325,300	358,200	376,900	
	106	294,600	325,800	358,700	377,400	
	107	295,100	326,300	359,200	377,900	
	108	295,600	326,800	359,500	378,400	
	109	295,800	327,200	360,000	379,000	
	110	296,200	327,600	360,500	379,500	
	111	296,400	327,900	361,000	380,000	
	112	296,800	328,300	361,500	380,500	
	113	297,100	328,700	362,000	381,100	
	114	297,300	329,100	362,500		
	115	297,700	329,500	363,000		
	116	298,000	329,800	363,400		
	117	298,300	330,000	363,800		

118	298,600	330,300	364,300
119	298,900	330,700	364,800
120	299,300	330,900	365,300
121	299,600	331,100	365,700
122	300,000	331,400	366,200
123	300,400	331,700	366,700
124	300,800	332,000	367,200
125	301,000	332,200	367,600
126	301,200	332,500	
127	301,600	332,900	
128	302,000	333,100	
129	302,200	333,200	
130	302,500	333,600	
131	302,900	334,000	
132	303,300	334,200	
133	303,500	334,500	
134	303,800	334,900	
135	304,200	335,300	
136	304,500	335,700	
137	304,700	336,000	
138	305,000	336,400	
139	305,400	336,800	
140	305,700	337,200	
141	305,900	337,500	
142	306,300	337,900	
143	306,700	338,300	
144	307,000	338,700	
145	307,100	339,000	
146	307,400	339,400	
147	307,700	339,800	
148	308,100	340,200	
149	308,300	340,500	
150	308,500	340,900	
151	308,800	341,300	
152	309,100	341,700	
153	309,500	342,000	
154	309,700		
155	309,900		
156	310,200		
157	310,600		
158	310,900		
159	311,200		
160	311,500		
161	311,900		
162	312,200		
163	312,500		
164	312,800		

	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用 職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第14条中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第16条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第26条の2第1項中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第26条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

ア 管理職員 12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

イ 大学の学長 アの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第27条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170」を「100分の155」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第34条の2第2項中「第16条の2」を「第17条」に改める。

附則第10項中「次の表」を「平成30年3月31日までの間、次の表」に改める。

附則第13項中「100分の0.165」を「100分の0.15」に、「100分の0.205」を「100分の0.19」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

**別表第1（第5条関係）**

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900

18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			

再任 用職 員以 外の 職員	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300				
95		292,900	340,800				
96		293,300	341,200				
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				
102		295,100	343,200				
103		295,500	343,600				
104		295,800	344,000				
105		296,000	344,500				
106		296,300	344,900				
107		296,700	345,300				
108		297,000	345,700				
109		297,200	346,200				
110		297,600	346,600				
111		298,000	346,900				
112		298,300	347,200				



	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000

21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		

	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
再任 用職 員以 外の 職員	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300		
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100			
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400				
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600				
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800				
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100				
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400				
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600				
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800				
94	298,100	321,800	348,200	381,800						
95	299,300	323,200	349,700	382,400						
96	300,600	324,500	351,200	382,900						
97	301,700	325,700	352,500	383,300						
98	302,900	327,000	353,700	383,700						
99	304,100	328,300	354,800	384,300						
100	305,300	329,600	356,000	384,800						
101	306,500	331,000	357,100	385,200						
102	307,500	331,900	358,200	385,700						
103	308,600	333,100	359,300	386,300						
104	309,600	334,300	360,500	386,800						
105	310,400	335,400	361,700	387,100						
106	311,000	336,500	362,200	387,500						
107	311,600	337,500	362,800	388,000						
108	312,300	338,600	363,400	388,300						
109	312,800	339,800	364,000	388,600						
110	313,300	340,800	364,500	389,100						
111	313,900	341,800	365,000	389,600						
112	314,500	342,700	365,500	390,100						
113	315,300	343,600	365,900	390,400						
114	316,000	344,500	366,300	390,900						

	115	316,700	345,500	366,900	391,400					
	116	317,400	346,500	367,400	391,900					
	117	318,000	347,500	367,800	392,200					
	118	318,800	348,000	368,300	392,700					
	119	319,500	348,600	368,900	393,200					
	120	320,300	349,200	369,400	393,700					
	121	320,900	349,500	369,500	394,100					
	122	321,200	349,900	370,100	394,600					
	123	321,700	350,400	370,600	395,000					
	124	322,200	350,800	371,000	395,500					
	125	322,500	351,200	371,500	395,900					
	126		351,600	372,000						
	127		352,100	372,500						
	128		352,500	373,000						
	129		352,900	373,300						
	130		353,300	373,800						
	131		353,700	374,300						
	132		354,100	374,800						
	133		354,300	375,100						
	134		354,800	375,600						
	135		355,200	376,000						
	136		355,500	376,400						
	137		355,800	376,700						
	138		356,200	377,200						
	139		356,700	377,700						
	140		357,200	378,200						
	141		357,500	378,500						
	142		358,000							
	143		358,500							
	144		359,000							
	145		359,300							
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,600	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600	412,200
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000	414,700
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400	417,300
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900	419,800
	5	144,700	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300	422,200

	6	146,000	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400	424,600
	7	147,300	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600	427,100
	8	148,600	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600	429,500
	9	149,700	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500	431,700
	10	151,200	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600	433,900
	11	152,800	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700	436,200
	12	154,300	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800	438,400
	13	155,600	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700	440,300
	14	157,100	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400	442,500
	15	158,600	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200	444,700
	16	160,200	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900	446,900
	17	161,600	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800	449,100
	18	163,300	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800	451,400
	19	165,000	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800	453,700
	20	166,700	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900	455,900
	21	168,300	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600	458,100
	22	170,200	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600	459,900
	23	172,100	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500	461,600
	24	174,000	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500	463,300
	25	175,700	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300	464,700
	26	177,500	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900	466,000
	27	179,300	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700	467,200
	28	181,100	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400	468,300
	29	182,700	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600	469,400
	30	184,800	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200	470,400
	31	186,900	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800	471,400
	32	189,000	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400	472,600
	33	190,900	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000	473,200
	34	192,800	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300	474,200
	35	194,700	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600	475,300
	36	196,600	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800	476,400
	37	198,400	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000	477,300
	38	200,000	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000	478,200
	39	201,600	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000	479,100
	40	203,200	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000	480,000
	41	204,600	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400	480,800
	42	206,200	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000	481,500
	43	207,800	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700	482,200
	44	209,400	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400	482,900
再任用 職員以 外の職 員	45	210,900	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000	483,400
	46	212,200	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300	484,000
	47	213,400	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900	484,600
	48	214,700	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500	485,200
	49	216,100	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000	485,500
	50	217,300	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700	486,100
	51	218,500	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400	486,800
	52	219,600	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100	487,300
	53	220,900	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700	487,800
	54	222,200	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400	488,500

	55	223,500	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100	488,800
	56	224,700	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700	489,400
	57	225,800	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100	489,900
	58	227,000	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800	
	59	228,200	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500	
	60	229,400	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200	
	61	230,600	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600	
	62	231,700	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900	
	63	232,700	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200	
	64	233,800	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500	
	65	234,500	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700	
	66	235,500	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000	
	67	236,400	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300	
	68	237,500	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600	
	69	238,600	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800	
	70	239,500			366,900	419,500	447,100	
	71	240,400			367,300	420,100	447,400	
	72	241,300			367,600	420,700	447,600	
	73	242,200			368,100	421,200	447,800	
	74	242,900			368,300	421,800		
	75	243,600			368,800	422,300		
	76	244,300			369,300	422,900		
	77	244,700			369,800	423,400		
	78	245,400			370,300	424,000		
	79	246,100			370,800	424,700		
	80	246,800			371,300	425,300		
	81	247,400			371,800	425,600		
	82	247,900			372,200	426,200		
	83	248,300			372,700	426,900		
	84	248,800			373,200	427,500		
	85	249,100			373,600	427,900		
	86				374,100	428,400		
	87				374,500	429,100		
	88				375,000	429,800		
	89				375,500	430,000		
	90				376,000			
	91				376,500			
	92				377,000			
	93				377,300			
	94				377,700			
	95				378,200			
	96				378,600			
	97				379,100			
	98				379,400			
	99				379,900			
	100				380,300			
	101				380,900			
再任用 職員		212,700	217,800	247,800	277,300	318,000	346,800	393,300

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	207,000	267,500	315,300	401,900
	2	209,200	270,500	318,300	404,200
	3	211,400	273,400	321,500	406,600
	4	213,600	276,200	324,600	409,100
	5	215,700	279,100	328,000	411,500
	6	217,900	281,600	330,800	414,000
	7	220,100	283,900	333,700	416,400
	8	222,200	286,300	336,600	418,900
	9	224,500	289,100	339,600	420,900
	10	226,900	291,600	342,800	423,400
	11	229,300	294,200	346,000	425,800
	12	231,700	296,800	349,300	428,200
	13	234,000	299,300	352,400	429,900
	14	236,400	301,500	354,700	432,100
	15	238,800	303,700	357,200	434,400
	16	241,200	305,800	359,800	436,700
	17	243,300	308,100	362,500	439,000
	18	246,400	310,300	364,700	441,400
	19	249,500	312,500	367,000	443,700
	20	252,600	314,700	369,200	446,100
	21	255,500	316,800	371,300	448,300
	22	258,500	319,600	373,400	450,600
	23	261,400	322,300	375,500	453,000
	24	264,300	325,100	377,600	455,300
	25	267,100	327,400	379,500	457,300
	26	269,700	329,700	381,300	459,500
	27	272,300	332,100	383,200	461,600
	28	275,100	334,600	385,100	463,800
	29	278,000	337,000	387,100	465,900
	30	280,400	339,200	388,800	468,200
	31	282,800	341,400	390,500	470,400
	32	285,200	343,500	392,200	472,500
	33	287,800	345,700	394,000	474,400
	34	290,200	348,000	395,800	476,500
	35	292,800	350,300	397,400	478,800
	36	295,200	352,500	399,200	481,000
	37	297,800	354,500	400,500	483,100
	38	299,500	356,500	402,200	485,100
	39	301,400	358,600	403,800	487,000
	40	303,300	360,500	405,400	488,900

	41	305,200	362,500	406,700	490,900
	42	306,300	364,400	408,300	492,800
	43	307,300	366,200	409,800	494,600
	44	308,200	368,000	411,400	496,500
	45	309,200	370,000	412,800	498,400
	46	310,400	371,800	414,400	500,200
	47	311,600	373,400	415,900	502,000
	48	312,700	375,200	417,500	503,900
	49	313,700	377,100	418,900	505,600
	50	314,800	378,800	420,200	507,300
	51	315,800	380,600	421,500	509,100
	52	316,800	382,300	422,800	511,000
	53	318,000	383,600	423,500	512,600
	54	319,000	385,100	424,500	514,200
	55	320,100	386,500	425,400	515,900
	56	321,100	388,100	426,300	517,500
	57	322,200	389,500	427,200	519,100
	58	323,300	390,900	428,100	520,400
	59	324,400	392,300	429,000	521,700
	60	325,400	393,800	429,900	522,900
	61	326,500	395,100	430,800	524,100
	62	327,500	396,500	431,700	525,100
	63	328,600	398,000	432,700	526,100
	64	329,700	399,500	433,800	527,100
	65	330,600	400,500	434,700	527,700
	66	331,700	401,600	435,700	528,600
	67	332,700	402,600	436,700	529,500
	68	333,800	403,700	437,600	530,400
	69	334,700	404,700	438,600	531,300
	70	335,800	405,600	439,600	532,100
	71	336,800	406,400	440,600	532,800
	72	337,900	407,200	441,600	533,300
	73	338,500	408,000	442,600	534,000
	74	339,500	408,900	443,500	534,500
再任用 職員以 外の職 員	75	340,500	409,700	444,400	535,300
	76	341,500	410,500	445,400	535,900
	77	342,500	411,200	446,200	536,400
	78	343,500	411,600	446,700	
	79	344,500	411,900	447,400	
	80	345,400	412,200	448,000	
	81	346,400	412,500	448,800	
	82	347,400	412,800	449,500	
	83	348,400	413,100	449,800	
	84	349,400	413,400	450,400	
	85	350,000	413,700	450,800	
	86	350,600	414,000	451,100	
	87	351,200	414,300	451,400	
	88	351,800	414,600	451,700	



	89	352,400	414,800	452,000	
	90	352,800	415,100		
	91	353,200	415,400		
	92	353,700	415,700		
	93	354,200	415,900		
	94	354,600	416,200		
	95	355,100	416,500		
	96	355,600	416,800		
	97	356,200	417,000		
	98	356,700	417,300		
	99	357,100	417,600		
	100	357,600	417,800		
	101	358,000	418,000		
	102	358,500	418,300		
	103	358,900	418,600		
	104	359,400	418,800		
	105	359,900	419,000		
	106	360,300			
	107	360,800			
	108	361,300			
	109	361,700			
	110	362,200			
	111	362,700			
	112	363,100			
	113	363,500			
	114	363,900			
	115	364,400			
	116	364,800			
	117	365,200			
	118	365,600			
	119	366,100			
	120	366,500			
	121	366,800			
	122	367,200			
	123	367,700			
	124	368,000			
	125	368,400			
	126	368,900			
	127	369,400			
	128	369,800			
	129	370,200			
	特1				705,000
	特2				760,000
	特3				817,000
	特4				894,000
	特5				964,000

再任用 職員		280,400	291,500	313,400	397,400
-----------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用する。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400

	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	
	53	243,400	311,800	373,000	420,600	
	54	244,700	314,000	374,800	422,100	
	55	246,100	316,100	376,600	423,700	
	56	247,500	318,300	378,300	425,300	
	57	248,900	320,600	379,800	426,800	
	58	250,000	322,700	381,400	428,300	
	59	251,300	324,900	383,100	429,500	
	60	252,600	326,900	384,800	430,700	
	61	253,900	329,100	386,000	431,900	
	62	255,400	331,200	387,400	433,200	
	63	256,800	333,400	388,800	434,500	
	64	258,100	335,600	390,100	435,700	
	65	259,500	337,500	391,500	436,900	
	66	261,100	339,700	392,700	438,100	
	67	262,700	341,800	394,100	439,300	
	68	264,400	344,000	395,500	440,500	
	69	265,900	346,000	396,800	441,700	
	70	267,300	348,000	398,100	442,900	
	71	268,800	350,100	399,500	444,100	
	72	270,300	352,100	400,800	445,300	
	73	271,400	353,900	402,100	446,400	
	74	272,800	355,800	403,500	447,000	
再任用 職員以 外の職 員	75	274,200	357,700	404,900	447,500	
	76	275,500	359,600	406,200	448,000	
	77	276,900	361,500	407,400	448,500	
	78	278,100	363,200	408,600		
	79	279,300	364,900	409,900		
	80	280,500	366,500	411,300		
	81	281,700	368,000	412,600		
	82	282,900	369,500	413,800		
	83	284,100	371,000	414,800		

84	285,300	372,400	416,000
85	286,500	373,500	417,200
86	287,600	374,900	418,400
87	288,800	376,300	419,600
88	290,000	377,600	420,600
89	291,200	378,900	421,700
90	292,300	380,200	422,700
91	293,500	381,400	423,700
92	294,700	382,700	424,700
93	295,500	384,000	425,600
94	296,500	385,100	426,400
95	297,700	386,400	427,200
96	298,900	387,600	428,000
97	299,900	389,000	428,800
98	301,000	390,000	429,200
99	302,000	391,100	429,600
100	303,100	392,100	430,000
101	304,000	393,000	430,400
102	305,100	394,000	430,700
103	306,200	395,100	431,000
104	307,200	396,200	431,300
105	307,800	396,900	431,600
106	308,700	397,800	431,900
107	309,500	398,700	432,200
108	310,300	399,600	432,400
109	311,200	400,400	432,600
110	311,600	401,300	432,900
111	312,000	402,100	433,200
112	312,500	402,900	433,400
113	313,100	403,500	433,600
114	313,500	404,200	433,900
115	314,000	404,900	434,200
116	314,500	405,600	434,400
117	315,100	406,200	434,600
118	315,600	406,700	
119	316,000	407,100	
120	316,500	407,500	
121	317,000	407,900	
122	317,400	408,200	
123	317,900	408,500	
124	318,400	408,700	
125	319,000	408,900	
126	319,300	409,200	
127	319,600	409,500	
128	319,900	409,700	
129	320,100	409,900	
130	320,400	410,200	

	131	320,700	410,500			
	132	321,000	410,700			
	133	321,200	410,900			
	134	321,400	411,200			
	135	321,600	411,500			
	136	321,900	411,700			
	137	322,200	411,900			
	138	322,400	412,200			
	139	322,700	412,500			
	140	323,000	412,700			
	141	323,200	412,900			
	142	323,400	413,200			
	143	323,700	413,500			
	144	323,900	413,700			
	145	324,200	413,900			
	146	324,400				
	147	324,700				
	148	325,000				
	149	325,200				
	150	325,400				
	151	325,700				
	152	326,000				
	153	326,200				
再任用 職員		231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

- 備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200

8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
38	219,400	247,900	342,200	366,900	
39	221,100	250,400	344,200	368,500	
40	222,800	252,900	346,100	370,100	
41	224,400	255,600	348,000	371,400	
42	226,100	258,000	349,800	372,800	
43	227,700	260,300	351,600	374,300	
44	229,300	262,600	353,300	375,800	
45	231,000	264,900	355,100	377,300	
46	232,500	267,200	356,800	378,900	
47	234,000	269,400	358,400	380,500	
48	235,400	271,600	360,000	382,000	
49	237,000	274,000	361,400	383,400	
50	238,400	276,000	362,900	384,900	
51	240,000	278,100	364,600	386,400	
52	241,200	280,200	366,200	387,800	
53	242,500	282,200	367,700	389,000	
54	244,000	284,800	369,200	390,300	

	55	245,300	287,200	370,700	391,400
	56	246,600	289,700	372,200	392,500
	57	248,000	291,900	373,700	394,000
	58	249,200	294,500	375,100	395,200
	59	250,400	297,000	376,500	396,400
	60	251,700	299,700	377,800	397,700
	61	253,100	302,100	378,700	398,900
	62	254,500	304,500	379,900	399,900
	63	255,800	307,000	381,100	401,300
	64	256,800	309,400	382,200	402,600
	65	257,800	311,800	383,200	403,800
	66	259,300	314,000	384,400	404,900
	67	260,900	316,100	385,400	406,100
	68	262,400	318,300	386,500	407,200
	69	264,000	320,600	387,700	408,200
	70	265,500	322,700	388,700	409,400
	71	267,000	324,900	389,800	410,600
	72	268,500	326,900	391,000	411,800
	73	269,700	329,100	392,000	412,400
	74	270,900	331,200	393,100	413,200
	75	272,200	333,400	394,200	413,900
	76	273,500	335,600	395,300	414,400
	77	274,900	337,400	396,200	414,700
	78	276,000	339,300	397,100	415,100
再任用	79	277,200	341,200	398,100	415,500
職員以	80	278,400	343,000	399,100	415,900
外の職	81	279,700	344,800	399,900	416,200
員	82	280,700	346,600	400,700	416,600
	83	281,900	348,300	401,400	417,000
	84	283,100	350,100	402,200	417,300
	85	284,100	351,500	402,900	417,600
	86	285,000	353,100	403,700	418,000
	87	286,000	354,800	404,400	418,400
	88	287,000	356,300	405,100	418,700
	89	288,100	357,700	405,700	419,000
	90	289,000	359,000	406,400	419,300
	91	289,900	360,400	406,900	419,600
	92	290,800	361,800	407,600	419,800
	93	291,300	363,300	408,000	420,000
	94	292,000	364,600	408,400	
	95	292,800	365,900	408,700	
	96	293,600	367,100	409,000	
	97	294,400	368,100	409,300	
	98	295,200	369,100	409,600	
	99	296,000	370,100	409,900	
	100	296,700	371,100	410,100	
	101	297,600	372,000	410,300	

102	298,100	373,000	410,600
103	298,600	374,000	410,900
104	299,100	375,000	411,100
105	299,300	375,800	411,300
106	299,700	376,700	411,600
107	300,000	377,600	411,900
108	300,200	378,600	412,100
109	300,400	379,400	412,300
110	300,600	380,400	412,600
111	300,900	381,400	412,900
112	301,200	382,400	413,100
113	301,400	383,000	413,300
114	301,600	383,900	413,600
115	301,800	384,800	413,900
116	302,100	385,700	414,100
117	302,400	386,500	414,300
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	
125	304,400	392,200	
126		392,900	
127		393,400	
128		394,000	
129		394,700	
130		395,300	
131		395,800	
132		396,300	
133		396,600	
134		396,900	
135		397,200	
136		397,500	
137		397,800	
138		398,100	
139		398,400	
140		398,700	
141		399,000	
142		399,300	
143		399,600	
144		399,900	
145		400,100	
146		400,400	
147		400,700	
148		400,900	



	149		401,100			
	150		401,400			
	151		401,700			
	152		401,900			
	153		402,100			
	154		402,400			
	155		402,700			
	156		402,900			
	157		403,100			
再任用 職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 (第5条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500

19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700

	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
再任用	69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
職員以	70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
外の職	71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
員	72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
	73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
	74	258,900	316,200	386,300		
	75	260,300	317,300	386,900		
	76	261,600	318,400	387,600		
	77	262,700	319,500	388,300		
	78	263,900	320,500	388,900		
	79	265,200	321,500	389,500		
	80	266,400	322,400	390,100		
	81	267,800	323,500	390,700		
	82	269,100	324,300	391,300		
	83	270,400	325,000	391,900		
	84	271,600	325,800	392,500		
	85	272,800	326,300	393,000		
	86	274,000	326,800	393,500		
	87	275,300	327,300	394,000		
	88	276,500	327,800	394,700		
	89	277,500	328,100	395,100		
	90	278,700	328,600			
	91	279,900	329,100			
	92	281,100	329,600			
	93	282,100	329,900			
	94	283,100	330,300			
	95	284,100	330,800			
	96	285,100	331,300			
	97	285,700	331,800			
	98	286,600	332,300			
	99	287,400	332,800			
	100	288,300	333,300			
	101	289,200	333,800			
	102	289,900	334,300			
	103	290,600	334,800			
	104	291,300	335,300			
	105	292,000	335,800			
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			

	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			
	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用 職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)を次のように改める。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500

	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
再任用	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
職員以	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
外の職	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
員	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		

72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
86		287,200	323,100	344,000			
87		287,400	323,300	344,300			
88		287,600	323,700	344,600			
89		288,000	324,100	345,000			
90		288,200	324,500	345,300			
91		288,400	324,900	345,700			
92		288,600	325,300	346,000			
93		289,000	325,600	346,400			
94		289,200	325,800	346,700			
95		289,400	326,200	347,000			
96		289,700	326,500	347,300			
97		290,100	326,700	347,600			
98		290,400	327,000	348,000			
99		290,600	327,300	348,400			
100		290,900	327,600	348,800			
101		291,200	327,800	349,300			
102		291,400	328,100	349,700			
103		291,600	328,500	350,100			
104		291,900	328,700	350,500			
105		292,200	328,800	351,000			
106			329,100				
107			329,500				
108			329,700				
109			329,900				
110			330,300				
111			330,700				
112			331,100				
113			331,300				
再任用 職員	186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その

他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800

39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	



	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
再任用 職員以 外の職 員	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	
	96	281,100	314,000	347,400	364,800	
	97	282,000	314,700	347,800	365,400	
	98	282,800	315,000	348,200	365,900	
	99	283,500	315,600	348,700	366,400	
	100	284,400	316,300	349,100	366,900	
	101	285,200	316,700	349,600	367,500	
	102	286,000	317,300	350,000	368,000	
	103	286,800	317,900	350,500	368,500	
	104	287,600	318,500	350,900	368,900	
	105	288,300	318,900	351,200	369,500	
	106	288,800	319,400	351,700	370,000	
	107	289,300	319,900	352,100	370,500	
	108	289,800	320,400	352,400	371,000	
	109	290,000	320,800	352,900	371,600	
	110	290,300	321,200	353,400	372,000	
	111	290,500	321,500	353,900	372,500	
	112	290,900	321,800	354,400	373,000	
	113	291,200	322,200	354,900	373,600	
	114	291,400	322,600	355,400		
	115	291,800	323,000	355,900		
	116	292,100	323,300	356,300		
	117	292,400	323,500	356,700		
	118	292,700	323,800	357,100		
	119	293,000	324,200	357,600		
	120	293,400	324,400	358,100		
	121	293,700	324,600	358,500		
	122	294,100	324,900	359,000		
	123	294,400	325,200	359,500		
	124	294,800	325,500	360,000		
	125	295,000	325,700	360,300		
	126	295,200	326,000			
	127	295,500	326,400			
	128	295,900	326,600			
	129	296,100	326,700			
	130	296,400	327,000			
	131	296,800	327,400			

	132	297,200	327,600				
	133	297,400	327,900				
	134	297,700	328,300				
	135	298,100	328,700				
	136	298,400	329,100				
	137	298,600	329,400				
	138	298,900	329,800				
	139	299,300	330,200				
	140	299,600	330,600				
	141	299,800	330,900				
	142	300,200	331,300				
	143	300,600	331,600				
	144	300,900	332,000				
	145	301,000	332,300				
	146	301,300	332,700				
	147	301,600	333,100				
	148	302,000	333,500				
	149	302,200	333,800				
	150	302,400	334,200				
	151	302,700	334,600				
	152	303,000	335,000				
	153	303,400	335,300				
	154	303,600					
	155	303,800					
	156	304,100					
	157	304,400					
	158	304,700					
	159	305,000					
	160	305,300					
	161	305,700					
	162	306,000					
	163	306,300					
	164	306,600					
	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用 職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一

部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「、第7条の2」を削る。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第4条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

第6条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

**第5条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	326,000
2	362,000
3	390,000

第6条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第6条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第10条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

**別表第1**（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 137,600	円 187,700	円 224,600	円 263,500	円 290,700	円 322,100	円 367,500	円 414,100	円 465,600

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に

適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、154,800円とする。

### 別表第2（第8条関係）

#### 特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 137,700	円 187,200	円 276,800	円 333,700	円 393,700

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,400円とする。

### 別表第3（第8条関係）

#### 1 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 240,100	円 325,700	円 392,600	円 468,600

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

#### 2 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 142,400	円 180,300	円 215,500	円 243,700	円 281,300	円 330,200	円 376,400

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

#### 3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級

給料月額	円 155,600	円 182,900	円 231,400	円 256,600	円 287,200	円 333,500
------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、200,600円とする。

**第7条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

第10条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1** (第8条関係)

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 137,600	円 187,700	円 223,900	円 258,300	円 285,000	円 315,800	円 360,100	円 405,800	円 456,100

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、154,800円とする。

**別表第2** (第8条関係)

## 特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 137,700	円 187,200	円 274,000	円 327,100	円 385,800

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,400円とする。

別表第3第2項及び第3項を次のように改める。

## 2 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 142,400	円 180,300	円 215,500	円 242,000	円 275,700	円 323,700	円 368,800

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

## 3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 155,600	円 182,900	円 231,400	円 254,800	円 281,500	円 326,900

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、200,600円とする。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第8条** 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条

に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

第28条第1項中「、第11条」を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条並びに附則第5項から第13項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条の3、第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第6条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第6条の規定（任期付職員条例第10条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条



例又は第6条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第6条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第6条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の内払)

5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(1) 任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 第5条の規定による改正後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(2) 任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 第7条の規定による改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の内払に伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日に第2条の規定による改正前の給与条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第7条の規定による改正前の任期付職員条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(切替日に昇格した職員にあっては、切替日に行われた昇格がないものとした場合に切替日にその者が受けることとなる給料月額)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第10項の表の給

- 料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 平成28年3月31日までの間、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定の適用を受ける職員については、これらの規定及び前3項の規定にかかわらず、給料月額のほか、前3項の規定により算定した給料の額（前3項の規定により算定した給料の額が平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定により算定した給料の額（以下この項において「平成18年経過措置額」という。）に達しないこととなる場合にあつては、平成18年経過措置額）を給料として支給する。
- 11 附則第7項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第27条第5項（給与条例第28条第4項において準用する場合及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項までの適用については、給与条例第27条第5項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号）附則第7項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 12 附則第7項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号）附

則第7項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第3条第1項

(2) 任期付研究員条例第5条第5項

(3) 任期付職員条例第7条第4項及び第8条第5項

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

13 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第13条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第14条	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第16条の2	30,000円	30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(人事委員会規則への委任)

14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例（第3条及び第8条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

---

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第64号

### 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項中「紛争の調停」の次に「、同法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同表教育委員会の項中「沖縄県心身障害児適正就学指導委員会」を「沖縄県就学支援委員会」に改め、「心身に」を削り、「就学についての適正な診断、判定及び就学指導」を「障害の程度及び就学支援に関する事項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第65号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「平成27年5月31日」を「平成32年5月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第66号

## 沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(設置)

**第1条** 災害に強く、低炭素な地域づくりを推進するため、災害時における避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等（太陽光、風力その他の永続的に利用することができるエネルギー源を利用する発電設備及びその附帯設備をいう。）の導入を図ることを目的として、県が行う事業の費用並びに市町村、一部事務組合及び広域連合が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第67号

### 沖縄県民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数とする。

市町村の区域	定数
宜野湾市	139人
石垣市	79人
浦添市	123人
名護市	109人

糸満市	92人
沖縄市	200人
豊見城市	87人
うるま市	171人
宮古島市	124人
南城市	94人
国頭村	24人
大宜味村	16人
東村	8人
今帰仁村	26人
本部町	36人
恩納村	20人
宜野座村	12人
金武町	24人
伊江村	13人
読谷村	62人
嘉手納町	28人
北谷町	48人
北中城村	29人
中城村	31人

西原町	68人
与那原町	33人
南風原町	66人
渡嘉敷村	5人
座間味村	5人
粟国村	3人
渡名喜村	5人
南大東村	7人
北大東村	3人
伊平屋村	7人
伊是名村	7人
久米島町	23人
八重瀬町	52人
多良間村	5人
竹富町	17人
与那国町	8人

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。



平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第68号

## 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
- 第5章 雑則（第34条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

##### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅サービス等 法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。
- (2) 介護給付等対象サービス 法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- (4) 指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- (5) 指定居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をい

う。

(6) 居宅介護サービス計画費 法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。

(7) 基準該当居宅介護支援 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

(8) 指定介護予防支援 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。

(9) 指定介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

(10) 利用料 居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

**第3条** 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(指定に係る申請者の要件)

**第4条** 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

## 第2章 人員に関する基準

(従業者の員数の基準)

**第5条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに置くべき指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（次条第2項を除き、以下「介護支援専門員」という。）の員数は、規則で定めるものとする。

(管理者)

**第6条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職務に従事する場合は、この限りでない。

## 第3章 運営に関する基準

(設備及び備品等)

**第7条** 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第8条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

**第9条** 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んで

はならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第10条** 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第11条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

**第12条** 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

**第13条** 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（身分を証する書類の携行）

**第14条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

**第15条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

**第16条** 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

**第17条** 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

**第18条** 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最

も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催によ

り、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。



- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

**第19条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者による居宅介護支援の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第20条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない

い。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

**第21条** 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第22条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

**第23条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

(従業者の健康管理)

**第24条** 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

**第25条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

**第26条** 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

**第27条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

**第28条** 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

**第29条** 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

## (事故発生時の対応)

**第30条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

## (会計の区分)

**第31条** 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

## (記録の整備)

**第32条** 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する規則で定める事項について記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

**第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準**

## (準用)

**第33条** 第3条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第22条」とあるのは「第33条において準用する第22条」と、第15条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

**第5章 雑則**

## (規則への委任)

**第34条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

沖縄県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第69号

## 沖縄県地域医療介護総合確保基金条例

### (設置)

**第1条** 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的として、県が行う事業の費用並びに市町村及び一部事務組合が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第70号

**沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件	占 用 料					
	単 位	所 在 地				
		第 1 級 地	第 2 級 地	第 3 級 地	第 4 級 地	第 5 級 地

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき 1年	1,400	610	430	360	310
	第2種電柱		2,100	940	660	550	480
	第3種電柱		2,800	1,300	900	740	650
	第1種電話柱		1,200	550	390	320	280
	第2種電話柱		1,900	870	620	510	450
	第3種電話柱		2,700	1,200	850	700	620
	その他の柱類		120	55	39	32	28
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき 1年	12	5	4	3	3
	地下に設ける電 線その他の線類		7	3	2	2	2
	路上に設ける変 圧器	1個につき 1年	1,200	540	380	310	270
	地下に設ける変 圧器	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	730	330	230	190	170
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき 1年	2,400	1,100	770	640	560
	郵便差出箱及び 信書便差出箱		1,000	460	320	270	240
	広告塔	表示面積1 平方メート ルにつき1	19,000	3,800	1,900	1,100	760



		年						
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,400	1,100	770	640	560	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	51	23	16	13	12	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		73	33	23	19	17	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110	49	35	29	25	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150	66	46	38	34	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		220	98	70	57	50	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		290	130	93	76	67	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		510	230	160	130	120	

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		730	330	230	190	170
	外径が1メートル以上のもの		1,500	660	460	380	340
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,400	1,100	770	640	560
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		9,300	1,900	930	530	380
	地下に設ける通路		5,600	1,200	560	320	230
	その他のもの		2,400	1,100	770	640	560
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	190	38	19	11	8
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1	1,900	380	190	110	76

		月						
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,900	380	190	110	76	
	を除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000	3,800	1,900	1,100	760
標識		1本につき1年	1,900	870	620	510	450	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	190	38	19	11	8	
	その他のもの	1本につき1月	1,900	380	190	110	76	
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	190	38	19	11	8	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1	1,900	380	190	110	76	

		月						
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	19,000	3,800	1,900	1,100	760
		その他のもの		9,300	1,900	930	530	380
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		2,400	1,100	770	640	560
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.028を乗じて得た額						
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		1,900	380	190	110	76
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				240	110	77	64	56
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額

	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額

別表の備考第2号を次のように改める。

2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1級地 那覇市、宜野湾市、浦添市及び北谷町の区域をいう。
- (2) 第2級地 沖縄市、豊見城市、嘉手納町、北中城村、西原町、与那原町及び南風原町の区域をいう。
- (3) 第3級地 糸満市、うるま市、南城市、金武町、読谷村、中城村及び八重瀬町の区域をいう。
- (4) 第4級地 石垣市、名護市、宮古島市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、伊江村、渡嘉敷村及び座間味村の区域をいう。
- (5) 第5級地 国頭村、大宜味村、東村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の区域をいう。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度

の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

- (1) 平成27年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
- (2) 平成28年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

---

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第71号

### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考中「30,000円」を「16,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

---

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第72号

### 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄

県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

**第2条** 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条による改正前の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第73号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第2条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 123,900	円 175,000	円 197,000	円 249,500	円 281,000
	2	円 124,800	円 176,500	円 198,400	円 250,900	円 282,900

3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300



	56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
	57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
	58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
	59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
	60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
	62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
	63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
	64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
	65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
	66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
	67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
	68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
	69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
	70	206,100	255,200	285,900	315,300	367,600
	71	206,500	255,800	286,700	315,800	368,200
	72	207,100	256,300	287,400	316,300	368,800
	73	207,700	256,600	288,200	316,600	369,200
	74	208,400	257,000	289,000	317,100	369,800
	75	209,100	257,500	289,800	317,600	370,400
	76	209,900	258,000	290,600	318,100	371,000
	77	210,200	258,600	291,200	318,300	371,400
	78	210,900	259,000	291,800	318,700	372,000
79	211,600	259,500	292,300	319,100	372,600	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	373,200	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	373,600	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	374,200	
83	214,400	260,900	294,100	320,700	374,800	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	375,400	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	375,800	
86	216,500	261,800	295,600	321,800		
87	217,200	262,100	296,200	322,200		
88	217,900	262,400	296,800	322,500		
89	218,400	262,600	297,100	322,800		
90	219,000	262,800	297,600	323,200		
91	219,600	263,200	298,100	323,500		
92	220,200	263,400	298,600	323,900		
93	220,600	263,700	299,000	324,100		
94	221,100	264,100	299,500	324,400		
95	221,600	264,500	300,000	324,700		
96	222,100	264,900	300,500	325,100		
97	222,700	265,100	300,800	325,400		
98	223,200	265,400	301,200	325,700		
99	223,700	265,600	301,700	326,000		
100	224,200	265,900	302,200	326,300		
101	224,800	266,200	302,600	326,600		
102	225,300	266,400	303,000			
103	225,900	266,700	303,400			
104	226,500	267,000	303,800			
105	226,900	267,200	304,100			
106	227,400	267,400	304,500			
107	227,900	267,700	304,900			
108	228,300	267,900	305,300			

	109	228,500	268,200	305,600		
	110	228,900	268,500	306,000		
	111	229,400	268,800	306,400		
	112	229,900	269,000	306,800		
	113	230,300	269,200	307,000		
	114	230,800	269,500	307,400		
	115	231,300	269,700	307,800		
	116	231,800	269,900	308,100		
	117	232,100	270,200	308,400		
	118	232,500	270,500	308,800		
	119	232,900	270,800	309,100		
	120	233,300	271,100	309,400		
	121	233,700	271,200	309,600		
	122		271,500	310,000		
	123		271,800	310,300		
	124		272,100	310,600		
	125		272,200	310,800		
	126		272,500	311,200		
	127		272,800	311,500		
	128		273,100	311,800		
	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
	137		275,200			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

62	61
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63
64	63
64	63
64	63
65	64
65	64



30	30		
31	30		
31	30	「 39	「 38
32	31	39	39
32	31	39	39
33	31	39	39
33	32	39	39
33	32	40	39
33	32	40	39
34	33	40	40
34	33	40	40
34	33	40	40
34	34	41	40
35	34	41	40
35	34	41	40
35	35		
35	35		
36	35		

を に、 を に改める。

別表第7中「5,900円」を「6,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 現業職員の号給の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号）附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第74号**

**沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「沖縄県心身障害児適正就学指導委員会」を「沖縄県就学支援委員会」に改める。

別表第2中	「	看護系大学間 連携共同教育	日額 11,500	」	を
-------	---	------------------	-----------	---	---

	推進嘱託員	
「	看護系大学間 連携共同教育 推進嘱託員	日額 11,500
	島しょ・へき 地地域包括ケ アシステム構 築支援嘱託員	日額 10,900
」		に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第75号**

**沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年沖縄県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の員数の基準)

**第3条** 条例第5条に規定する規則で定める員数は、1以上とする。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者の兼務)

**第4条** 条例第6条第3項の規則で定める職務は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務
- (2) 同一敷地内にある他の事業所の職務（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(電磁的方法による手続)

**第5条** 条例第8条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 電磁的記録を指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法

- 2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第1項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用する方法
- (2) ファイルへの記録の方法
- 4 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該承諾を得た後であっても、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第8条第1項の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

(利用料等の内容)

**第6条** 条例第15条第2項の規則で定める費用の額は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費とする。

(記録の整備)

**第7条** 条例第32条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第18条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
- ア 居宅サービス計画
- イ 条例第18条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 条例第18条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ 条例第18条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 条例第20条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

**第8条** 第3条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第76号**

**沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表の4の表中

工場使用料	1室につき月額	260,000円	を
工場使用料（1号棟）	1室につき月額	260,000円	
工場使用料（2号棟）	1室につき月額	130,000円	に改
工場使用料（3号棟）	1室につき月額	243,750円	

める。

**附 則**

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第77号**

**沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第55号）の施行期日は、平成27年1月19日とする。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第78号**

**沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中

2	条例第4条第2号該当	道路法（昭和27年法律第180号）第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）のために占有するとき。	占用料の全部	を
		地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占有するとき。	占用料の全部	

2	条例第4条第2号該当	地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占有するとき。	占用料の全部	に改
---	------------	--	--------	----

める。

別表第2中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同表の11の項中「、灰皿」を削り、同項を同表の10の項とし、同表中12の項から20の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の21の項中「PHS」を「工作物等に添加する携帯電話等の小型の」に改め、同項を同表の20の項とし、同表中22の項を21の項とし、23の項を22の項とする。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「別表第2の15の項」を「別表第2の14の項」に改める。

**訓 令**

## 沖縄県訓令第111号

沖縄県立看護大学

沖縄県立看護大学島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員設置規程を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県立看護大学島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員設置規程

(設置)

**第1条** 島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援事業（以下「支援事業」という。）を円滑に実施するため、沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）に島しょ・へき地地域包括ケアシステム構築支援嘱託員（以下「嘱託員」という。）を置く。

(身分)

**第2条** 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** 嘱託員は、大学の学長（以下「学長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 支援事業の対象となる離島・へき地の実態把握に関すること。
- (2) 支援事業に係るモデル島選定に関すること。
- (3) 支援事業に係る学内推進会議に関すること。
- (4) 支援事業に係る地域包括ケアシステム構築支援会議に関すること。
- (5) 支援事業に係るモデル島ワーキング会議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する職務を行うに必要な知識及び経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

**第5条** 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** 嘱託員の勤務場所は、大学とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日及び勤務時間は学長が別に定める。

(服務)

**第7条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、学長の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

**第8条** 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則



(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年12月26日から施行する。  
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成31年3月31日に限り、その効力を失う。

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第18号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 平 良 敏 昭

#### 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(勤勉手当の特例)

- 11 勤勉手当の額及び支給方法に係る第20条第1項及び第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「沖縄県職員の給与に関する条例」とあるのは「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の沖縄県職員の給与に関する条例」と、「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とあるのは「平成26年改正条例第6条の規定による改正前の沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県企業職員給与規程の規定は、平成26年12月1日から適用する。

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局管理規程第10号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月26日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 伊 江 朝 次

#### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「30,000円」を「16,000円」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 事 項

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

**沖縄県教育委員会規則第11号****沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則**

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**沖縄県就学支援委員会規則**

第1条を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県就学支援委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「以下「県教育委員会」という」を「以下「教育委員会」という」に、「心身の障害の程度を判定し、適正な就学指導」を「障害の程度及び就学支援に関する事項について、教育委員会に対し意見の答申」に改め、同条第1号中「心身の」を削り、同条第2号中「心身の」を削り、「あつた」を「あつた」に改め、同条第3号中「県教育委員会教育長」を「沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第3条第2項中「県教育委員会が」を「教育委員会が任命し、又は」に改める。

第5条第1項中「よつて」を「よつて」に改める。

第6条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 知的障害部会

(4) 肢体不自由部会

(5) 病弱・身体虚弱部会

第7条第2項を次のように改める。

2 調査員は、調査事項に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

第7条第3項中「解嘱」を「解任又は解嘱」に改める。

第8条第1項中「する」を「し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「が出席しなければ、会議を開くことができない」を「の出席がなければ、開催できない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 会議は、非公開とする。

第10条中「県教育委員会」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、改正後の沖縄県就学支援委員会規則（以下「新規則」という。）第3条第2項の規定により、沖縄県就学支援委員会の委員として任命し、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命し、又は委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新規則第4条の規定にかかわらず、旧規則第3条の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際現に旧規則第7条により委嘱されている調査員は、新規則第7条により任命し、又は委嘱されたものとみなす。

（沖縄県教育庁組織規則の一部改正）

4 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第7号を次のように改める。

(7) 沖縄県就学支援委員会

## 人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第22号

#### 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第7の行政職給料表昇格時号給対応表中

69	68	51	50
69	69	51	51
70	69	51	51
70	69	52	51
71	70	52	51
71	70	52	52
72	70	52	52
72	71	53	52
73	71	53	52
73	71	53	52
74	72	53	53
74	73	54	53
75	74	54	53
		55	53

を に、 を に

94	93	
95	94	
96	94	
97	95	
98	95	
99	96	
100	96	69
100	96	69
100	96	69
		69

改め、別表第7の公安職給料表昇格時号給対応表中

を

に、

を

100
100
100
100
100
100
101
101
101
101
101
101
101
101
101
101
101
101
101

96
96
96
96
96
96
97
97
97
97
97
97
97
98
99
100
100

69
70
70
70
70
70
71
71
71

68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69

に改め、別表第7の海事職給料表昇格時号給対応表中

を

に、

14
15
16
17
17
17
18
18
18
18
19
19
19
19
20

13
14
14
15
15
16
16
17
17
18
18
19
19

38
38
38
38

37
38
38
38

26
26
26
27
27
27
28
28
28
29

を

25
26
26
26
26
26
27
27
27
27
28

に、

39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
40
41
41
41
41
41
41
41
41
42
42
42

を

38
38
39
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
40
40
40
40
41
41
41

に、

50
51

を

49
49

に改め、別表第

7 の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

22
22
23
23
24
24
25
25
25
26
26
26
27
27

を

21
22
22
22
23
23
23
24
24
24
25
25
26
26

に改め、別表第 7 の教育職給料表(2)昇格

27
28

27
27

時号給対応表中

62
62
62
62
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63

に、

65
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66

を

64
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65

に、

67
67
67
67
67
67
67
67
67
68

を

66
66
67
67
67
67
67
67
67
67

に、

59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
63

を

58
58
59
59
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61
61
61

に改め、別表第7の教育職給料表(3)昇格時号給対応表中

を

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

90	74
91	74
91	75

91	74
91	74
92	74

45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

に、

91	75
92	75
92	75
92	76
93	76
93	76
94	76
95	77
96	77
97	77
98	77
99	78
100	78
101	79

を

92	75
93	75
93	75
94	75
94	75
95	76
95	76
96	76
96	76
97	76
97	77
97	77
98	77
98	77
99	77

に改め、別表第7の研究職給料表昇格時号給対応表

中

62
62
62
63
63
63
64
64
64
65

を

61
62
62
62
62
62
63
63
63
63
64

に、

47
47
48
48
49

を

46
46
47
47
47

に、

27
27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33

を

26
26
27
27
27
27
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31

に改め、別表第

86

85

7の医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

を

に、

を

に、

90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
96
97
97
98
98
99

89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
96
97

86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95

86
86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93



43		42
43		43
43		43
43		43
44		43
44		43
44	を	44
44		44
45		44
45		44
45		44
46		45
46		45
47		45

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

**沖縄県人事委員会規則第23号**

**初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第7条関係）**

職員の区分	1 項職員		2 項職員

期間の区分	1 種	2 種	3 種	
1 年未満	円 412, 200	円 366, 700	307, 000	円 30, 000
1 年以上 2 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	27, 000
2 年以上 3 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	24, 000
3 年以上 4 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	21, 000
4 年以上 5 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	18, 000
5 年以上 6 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	15, 000
6 年以上 7 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	12, 000
7 年以上 8 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	9, 000
8 年以上 9 年未満	412, 200	366, 700	307, 000	6, 000
9 年以上10年未満	412, 200	366, 700	307, 000	3, 000
10年以上11年未満	412, 200	366, 700	307, 000	
11年以上12年未満	412, 200	366, 700	307, 000	
12年以上13年未満	412, 200	366, 700	307, 000	
13年以上14年未満	412, 200	366, 700	307, 000	
14年以上15年未満	412, 200	366, 700	307, 000	
15年以上16年未満	412, 200	366, 700	307, 000	
16年以上17年未満	407, 800	362, 700	303, 700	
17年以上18年未満	403, 400	358, 700	300, 400	
18年以上19年未満	399, 000	354, 700	297, 100	
19年以上20年未満	394, 600	350, 700	293, 800	
20年以上21年未満	390, 200	346, 700	290, 500	
21年以上22年未満	370, 800	329, 800	276, 700	
22年以上23年未満	351, 000	312, 600	262, 700	
23年以上24年未満	331, 700	295, 900	249, 200	
24年以上25年未満	312, 300	279, 000	235, 300	
25年以上26年未満	292, 800	262, 100	221, 600	
26年以上27年未満	270, 100	241, 300	204, 000	
27年以上28年未満	247, 900	220, 900	186, 900	
28年以上29年未満	225, 500	200, 500	169, 600	
29年以上30年未満	202, 700	179, 700	152, 000	
30年以上31年未満	177, 900	157, 800	134, 000	
31年以上32年未満	153, 000	135, 900	115, 700	

32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になつた日以降の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

#### 沖縄県人事委員会規則第24号

##### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の135」を「100分の165」に、「100分の175」を「100分の205」に改め、同条第2号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

#### 沖縄県人事委員会規則第25号

##### 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2の行政職給料表の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第2の公安職給料表の表中「8,000円」を「8,100円」に、「8,700円」を「8,800円」に、「9,500円」を「9,600円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」に改め、別表第2の海事職給料表の表中「6,900円」を「7,000円」に、「12,100円」を「12,200円」に、「12,700円」を「12,800円」に改め、別表第2の教育職給料表(1)の表中「10,400円」を「10,500円」に改め、別表第2の教育職給料表(2)の表中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に、「12,100円」を「12,200円」に改め、別表第2の教育職給料表(3)の表中「10,900円」を「11,000円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,700円」を「11,800円」に改め、別表第2の研究職給料表の表中「11,600円」を「11,700円」に改め、別表第2の医療職給料表(1)の表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第2の医療職給料表(2)の表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第2の医療職給料表(3)の表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--